

## 会員加入促進活動優良シニアクラブ等表彰実施要綱

### 1 趣 旨

会員加入促進活動を組織の活動として積極的に展開し、組織強化に貢献した単位シニアクラブ（以下「単位クラブ」という。）または市町村シニアクラブ連合会（以下「市町村シニア連」という。）に対し、一般財団法人長野県シニアクラブ連合会（以下「県シニア連」という。）会長が表彰し、その功績を称える。

### 2 表彰の対象

表彰の対象は、次の基準に該当する単位クラブまたは市町村シニア連とする。

- (1) 指定された期間内に、会員が5人以上増加した単位クラブ
- (2) 指定された期間内に、別表「市町村シニアクラブ連合会の加入促進表彰基準」の左欄の会員数に応じ右欄の基準会員数以上に会員が増加した市町村シニア連（市町村合併に伴って指定された期間内に合併した市町村シニア連にあつては、「前年」の会員数は合併前の各市町村シニア連会員数の合計とする。）
- (3) 新規に設立した単位クラブ（会員数は10人以上とする。）
- (4) 休会または解散していた単位クラブまたは市町村シニア連を、復活させた単位クラブまたは市町村シニア連（単位クラブにあつては会員数が10人以上、市町村シニア連にあつては100人以上とする。）
- (5) 増加した会員数とは、新規入会会員数から退会会員数（死亡に伴う退会会員は除く。）を差し引いた人数とする。
- (6) 指定された期間とは、前年の4月1日から当年の4月1日とする。

### 3 表彰の内容

「2 表彰の対象」における基準に該当する単位クラブまたは市町村シニア連は、次に定める表彰を受けることができる。

- (1) 2の(1)の単位クラブ
  - ア 表彰状を交付する。
  - イ 会員が5人以上9人以下の増加した単位クラブに2,000円、会員が10人以上増加した単位クラブに3,000円の奨励金を交付する。
- (2) 2の(2)の市町村シニア連
  - ア 表彰状を交付する。
  - イ 増加した会員数を別表の基準会員数で除した数値が特に高い上位の市町村シニア連にあつては、1市町村シニア連5,000円の奨励金を予算の範囲内で交付する。

(3) 2の(3)の単位クラブ

ア 表彰状を交付する。

イ 1単位クラブ5,000円の奨励金を交付する。

(4) 2の(4)の単位クラブまたは市町村シニア連

ア 表彰状を交付する。

イ 1単位クラブまたは1市町村シニア連5,000円の奨励金を交付する。

4 表彰対象の推薦

(1) 市町村シニア連会長は、「2 表彰の対象」の基準に該当する単位クラブまたは市町村シニア連を、県シニア連会長に別に定める様式により推薦する。

(2) この場合、市町村シニア連会長は、基準に該当する根拠数字を確認し、かつ明示する。

(3) 市町村シニア連会長は、6月末日までに推薦する。

5 表彰

表彰は、長野県シニアクラブ大会において会長がこれを行う。なお、事情があるときは別に行うことができるものとする。

6 補則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。